

令和 6 年 4 月 1 日改定

「指定居宅介護支援事業」

重要事項説明書

特定非営利活動法人 スリーアール静岡

ケアプラン いなほ

〒422-8034 静岡市駿河区高松1丁目12番10号

TEL 054-238-6661

FAX 054-238-4017

重要事項説明書

『指定介護支援事業者』

厚生省令第38号第4条第1項の規定にもとづき、当事業者の居宅介護支援の提供に関しあなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

法人名称	特定非営利活動法人 スリーアール静岡
法人所在地	静岡市駿河区高松1丁目12番10号
代表者名	理事長 天野 さつき
電話番号	054-238-6661

2 ご利用事業所

事業所名	ケアプラン いなほ
所在地	静岡市駿河区高松1丁目12番10号
代表者名	管理者 小林 正一
電話番号	054-238-6661
指定年月日及び番号	平成16年8月1日 2274200969
事業者が行なっている他の事業	介護保険法 ・グループホームいなほ（認知症対応型共同生活介護） ・デイサービスセンターいなほ（通所介護） 障害者自立支援法 ・ほっぷ（放課後等デイサービス） ・すてっぷ（障害者グループホーム） ・じゃんぷ（就労継続支援B型）

3 職員の概要

1. 管理者 1名
2. 介護支援専門員 1名以上

4 営業日及び営業時間

- ① (月)～(金)の午前8時30分～午後5時30分

(但し、国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始を除く)

5 居宅介護支援の概要

1. 居宅介護支援の内容

- ① 要介護認定等の申請代行

利用者の要介護認定等(更新認定を含む)にかかわる申請について、利用者の意思を確認した上で、申請の代行等の必要な援助を行います。

- ② 居宅サービス計画の作成

利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及び家族の希望等を考え、複数の事業者の紹介を求めることや事業者の選定理由を求めることが可能です。利用者の最終的な同意を得た上で居宅サービス計画を作成します。

事業者は前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問看護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたサービス割合を必要に応じて提示を致します。

- ③ サービス事業者等との連絡調整

作成した居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。

- ④ 居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画の変更等)

居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。

- ⑤ 介護保険施設への紹介

利用者がその居宅における日常生活が困難になったと認める場合、あるいは利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

- ⑥ 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定します。

- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- ⑦ 高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進

虐待防止及び身体拘束の適正化の為の委員会開催、研修、指針の整備を行います。

2. 居宅介護支援の利用に当たって

① サービス提供困難時の対応

利用申込者に対し、自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介、その他の必要な措置を講じます。

② サービスの質の向上のための方策

介護支援専門員の質的向上を図るため、採用時研修を採用後1ヶ月以内、継続研修を年1回以上行います。

③ 介護支援専門員を変更する場合の対応

介護支援専門員の交替を希望する場合には、業務上不適当と認められる事情を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができません。

④ プライバシーの遵守

支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する義務を負います。

⑤ 事故発生時の対応

居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合には、速やかに家族、市町村に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、利用者に損害を与えた場合には、速やかに損害賠償を行います。

⑥ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

平常時の対策として事業所内の衛生管理（環境の整備）ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等発生時の対応としては発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携行政等への報告を行います。

6 利用料金

1. 利用料金等

原則としてあなたには居宅サービス計画作成料等は請求しません。但し、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1ヶ月につき要介護状態区分や加算に応じた金額を頂きます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日あなたの現住所地の市町村窓口に提出して、払い戻しを受けてください。

①居宅サービス計画作成料

要介護 1	1 0 8 6 単位／月
要介護 2	
要介護 3	1 4 1 1 単位／月
要介護 4	
要介護 5	

②加算

初回加算 3 0 0 単位／月	初めて介護計画を作成した場合及び要介護状態区分が 2 段階以上の変更認定を受けた場合にいただきます。
入院時情報連携加算（Ⅰ） 2 5 0 単位／月	あなたが病院又は診療所に入院した日のうちに病院を訪問しあ なたの情報をその病院や診療所の職員の方に提供した場合にい たいただきます。
入院時情報連携加算（Ⅱ） 2 0 0 単位／月	あなたが病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日にあな たの情報をその病院や診療所の職員の方に提供した場合にいた だきます。
退院・退所加算 4 5 0 ～ 9 0 0 単位／回	あなたが、病院・診療所への入院期間又は地域密着型老人福祉施 設・介護保健施設へ入所され、その期間が 3 0 日以下で退院・退 所する場合において、その病院や施設の方と面談を行なった上で 介護計画を作成した場合にいただきます。
特定事業所集中減算 ▲ 2 0 0 単位/月 業務継続計画未実施減算 高齢者虐待防止措置未実施減算 身体拘束廃止未実施減算 通院時情報連携加算 5 0 単位/月	特定事業所の利用割合が 8 割以上の場合。 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専 門員が同席し医師等と情報連携と当該情報を踏まえたケアマネ ジメントを行った場合。

2. 交通費

- ① サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方 無料
- ② 上記以外にお住まいの方 通常の実施地域を越えてから 30円/km

3. 支払方法

あなたが当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月15日までに前月分の請求をしますので、27日（金融機関が休みの場合は翌営業日）までにお支払いください。お支払いの方法は、銀行口座引落としとさせていただきます。

7 サービスの終了について

1. あなたのご都合でサービスを終了する場合

あなたはいつでも契約を解約できます。但し、当事業者はあなたがこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

2. 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了1ヶ月前までに文書であなたに通知すると共に、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供いたします。

3. 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

- ① あなたが介護保険施設に入院または入所した場合
- ② あなたの要介護認定区分が非該当（自立）及び要支援と認定された場合
- ③ あなたが亡くなった場合

8 居宅介護支援に対する苦情について

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなどお気軽にご相談ください。

1. 当事業所	面接 来所または訪問の際
受付窓口担当	介護支援専門員 小林 正一
受付日時	毎月曜日～金曜日の午前8：30～午後5：30
受付方法	電話 054-238-6661
	FAX 054-238-4017

2. その他苦情申立機関

①静岡市役所介護保険課

連絡先 電話 0 5 4 - 2 2 1 - 1 3 7 7

②国民健康保険団体連合会

連絡先 電話 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 静岡市駿河区高松 1 丁目 1 2 - 1 0

名 称 特定非営利活動法人 スリーアール静岡
ケアプランいなほ

説明者

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

印

(家 族)

住 所

氏 名

印